別記様式第５（第８条関係）

受給期間延長通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	令和　　年　　月　　日		
受給期間延長の理由			
延長後の受給期間満了年月日	令和　　年　　月　　日		

失業者の退職手当支給規則第８条第４項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。

令和　　年　　月　　日

管轄公共職業安定所の所在地

公共職業安定所長名

注　意

1　この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。

2　受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。

3　職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

別記様式第４（第８条関係）

受給期間延長申請書

①申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
②退職年月日	令和　　年　　月　　日					
③就職ができない理由						
④③の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者			
⑤就職ができない期間	令和　　年　　月　　日から　令和　　年　　月　　日まで					

失業者の退職手当支給規則第８条第１項の規定により上記のとおり申請します。

令和　　年　　月　　日

公共職業安定所長　殿

申請者氏名

※処理欄	延長期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで										
	所長		次長		課長		係長		係		

注　意

1　この申請は、申請書の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて提出すること。

2　⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が３年を超えるときは、最大限３年間まで認められるものである。

3　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第５（第８条関係）

受給期間延長通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	令和　　年　　月　　日		
受給期間延長の理由			
延長後の受給期間満了年月日	令和　　年　　月　　日		

失業者の退職手当支給規則第８条第４項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。

令和　　年　　月　　日

管轄公共職業安定所の所在地

公共職業安定所長名　　㊞

注　意

1　この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。

2　受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。

3　職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

別記様式第４（第８条関係）

受給期間延長申請書

①申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
②退職年月日	平成 令和　　年　　月　　日					
③就職ができない理由						
④③の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者			
⑤就職ができない期間	平成 令和　　年　　月　　日から　平成 令和　　年　　月　　日まで					

失業者の退職手当支給規則第８条第１項の規定により上記のとおり申請します。

令和　　年　　月　　日

公共職業安定所長　殿

申請者氏名　　㊞

※処理欄	延長期間　平成 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで										
	所長		次長		課長		係長		係		

注　意

1　この申請は、申請書の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて提出すること。

2　⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が３年を超えるときは、最大限３年間まで認められるものである。

3　※印欄には、記載しないこと。